

医療計画の見直し等について

平成 15 年 8 月
厚生労働省医政局

I. 医療計画について

1. 医療計画制度の概要

(1) 医療計画制度の目的

医療計画は、地域の体系的な医療提供体制の整備を促進するため、医療資源の効率的活用、医療関係施設間の機能連系の確保等を目的として、各都道府県が医療を提供する体制の確保に関する計画を定めるものであり、昭和60年の医療法改正で創設されたものである。

(2) 記載事項と作成手続

医療計画には、医療圏（医療計画の単位となる区域）の設定及び基準病床数（地域ごとの医療提供上必要とされる病床数）の算定のほか、地域医療支援病院の整備の目標等に関する事項、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連係等に関する事項等について定めることとされている。

【医療計画への記載事項】

◇ 医療圏（医療計画の単位となる区域）の設定

- ・二次医療圏：特殊な医療を除く一般の医療需要で、主として病院における入院医療を提供する体制の確保を図る区域。地理的条件や日常生活や交通事情など社会的条件を考慮し、全国で364圏域（平成15年8月1日現在）が定められている。
- ・三次医療圏：特殊な医療需要（先進的技術を必要とする医療、発生頻度が低い疾病に関する医療等）に対応するために設定する区域。基本的に都道府県単位。

◇ 基準病床数の算定

- ・（「(3) 基準病床数について」(3ページ) 参照)

◇ 地域医療支援病院の整備の目標、機能を考慮した医療提供施設の整備の目標

- ・都道府県は必要とする疾病対策別の医療機能について、当該機能を有する各医療機関の施設、設備、症例数、平均在院日数、紹介先とその件数及び専門職員数等の実態調査を行い、調査結果に基づき、医療機能の整備の必要性を検証し、不足している医療機能については、その整備方法、整備目標等。
- ・また、実態調査に基づき得られた各医療機関の情報を各医療機関に提供。

◇ 設備、器械・器具の共同利用等、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連係

◇ 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保

- ・初期、第二次、第三次救急医療機関等の救急医療体制の整備。
- ・小児救急医療に係る初期、二次、三次の体制の整備等。

◇ へき地医療の確保が必要な場合には、当該医療の確保

- ・へき地医療支援機構の調整の下、へき地医療拠点病院群を中心とした無医地区における医療の確保等。

◇ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者の確保

- ・医療従事者の確保状況（人口10万対医師数等）等を把握し、医療従事者の確保方策と確保目標の設定等。

◇ その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

【医療計画の作成手続】

◇ 厚生労働大臣は、医療計画の作成上重要な技術的事項等について必要な助言を行う（「医療計画作成指針」の制定等）（医療法第30条の4）

◇ 都道府県における計画の作成手続

- ① 診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見を聴いて医療計画案を作成
 - ② 医療計画案についての市町村の意見聴取
 - ③ 医療計画案の都道府県医療審議会への諮問、答申
 - ④ 医療計画の決定
 - ⑤ 医療計画内容の公示及び厚生労働大臣への提出
- ※ 作成した医療計画は、少なくとも5年ごとに見直す

(3) 基準病床数について

- 基準病床数は、その地域にどの程度の病床数を整備すべきかという整備目標として位置づけられるとともに、それ以上の病床の増加を抑制する基準となっている。

【一般病床に係る基準病床数の算定式の概要】

：省令で定める算定式に基づき医療圏ごとに算定

$$\frac{[(\text{年齢階級別人口}) \times (\text{年齢階級別入院率})] \text{の合計} + [(\text{他区域との間の流入・流出の差})]}{\text{病床利用率 (0.84)}} \times \frac{[\text{平均在院日数推移率}]}{(0.9)}$$

- この基準病床数を定め、病床不足地域における病床整備を進める一方、過剰地域の病床増加を抑制することにより、病床の整備を過剰地域から非過剰地域へ誘導するなどし、医療資源の効率的活用を通じて全国民に対する適正な医療の確保を図るものである。

【勧告制度について】

◇都道府県知事による勧告

- ① 医療計画達成の推進のため特に必要がある場合には、
- ② 病院開設申請者、開設者等に対し、
- ③ 都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、
- ④ 開設、増床、病床種別の変更に関し勧告することができる（医療法第30条の7）。

※ なお、都道府県、市町村、日本赤十字社、厚生連等公的性格を有する病院の開設者に対しては、開設、増床、病床種別の変更の許可をしないことができることとされている（医療法第7条の2）。

◇勧告を受けた場合の保険医療機関の指定

- ・ 都道府県知事の勧告を受けた病院等が、当該勧告に従わない場合は、当該病院等について保険医療機関の指定を行わないことができる（健康保険法第65条）。

- 救急医療、難病等の病床であって、各区域で整備する必要がある場合には、病床過剰地域においても、整備することが例外的に可能となっている。

【特定病床の特例】

(対象)

- ・がん又は循環器疾患の専門病床
 - ・小児疾患専門病床
 - ・周産期疾患専門病床
 - ・発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床
 - ・救急医療に係る病床
 - ・神経難病に係る病床
 - ・新興・再興感染症に係る病床
- 等

(特例)

- ・厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数

- また、医療計画については、少なくとも5年ごとに状況の変化を踏まえて区域の設定及び基準病床数等の見直しを行うこととなっており、一旦、病床過剰地域とされた場合であっても、人口急増、急激な高齢化などにより基準病床数が増加した場合は、増床が可能となっている。

【人口増加等の特例】

(対象)

- ・急激な人口の増加が見込まれること
- ・特定の疾患に罹患する者が異常に多くなること
- ・その他特別な事情が認められること

(特例)

- ・厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数

2 医療計画制度の現状

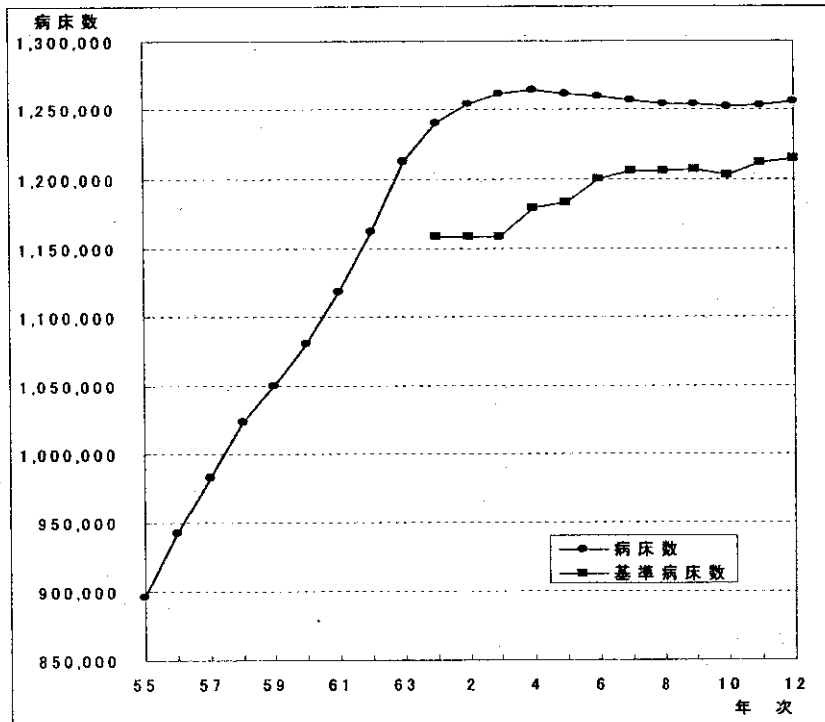
- (1) 各都道府県における第4次医療法改正後の医療計画見直し状況
 第4次医療法改正後、33都道府県で医療計画の見直しを行っている。(平成15年7月末現在)
 さらに平成15年度末までには、10県が見直しを行うこととしている。

(2) 医療圏数、基準病床数、既存病床数等の年次推移

年次	二次医療圏数	一般病床						差引
		基準病床数	既存病床数	病床過剰医療圏		病床非過剰医療圏		
				医療圏数	過剰病床数	医療圏数	過剰病床数	
H1. 3. 31	345	1,158,230	1,241,844	165	137,035	180	▲ 53,421	83,614
H2. 3. 31	345	1,158,230	1,254,745	179	141,323	166	▲ 44,808	96,515
H3. 3. 31	345	1,158,230	1,263,347	194	142,858	151	▲ 37,741	105,117
H4. 3. 31	341	1,179,142	1,266,402	179	124,548	162	▲ 37,288	87,260
H5. 3. 31	341	1,183,426	1,262,249	164	118,188	177	▲ 39,365	78,823
H6. 3. 31	342	1,200,074	1,258,891	149	104,590	193	▲ 45,773	58,817
H7. 3. 31	344	1,206,320	1,256,754	139	97,631	205	▲ 47,197	50,434
H8. 3. 31	344	1,206,530	1,252,758	131	92,712	213	▲ 46,484	46,228
H9. 3. 31	348	1,206,755	1,253,866	140	94,401	208	▲ 47,290	47,111
H10. 3. 31	355	1,203,181	1,258,479	168	95,931	187	▲ 40,633	55,298
H11. 3. 31	360	1,211,880	1,281,245	200	103,956	160	▲ 34,591	69,365
H12. 3. 31	360	1,215,130	1,290,250	214	101,485	146	▲ 26,365	75,120
H13. 3. 31	363	1,213,851	1,291,712	206	101,268	157	▲ 23,407	77,861
H14. 3. 31	363	1,210,969	1,292,103	212	103,365	151	▲ 22,231	81,134

※医政局指導課調べ

一般病床数の年次推移



※1 厚生労働省調べ

※2 平成元年にすべての都道府県において医療計画（必要的記載事項）が作成された。

病床過剰率の推移

